

意見書案第 1 号

公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう求める意見書について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年9月17日提出

提出者 宿毛市議会議員 今 城 隆

賛成者 宿毛市議会議員 堀 景

〃 〃 高 倉 真 弓

〃 〃 岡 崎 利 久

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

説明 口頭

公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう求める意見書

文科省が2016年度に実施した「教員の勤務実態」における1日当たりの学内勤務時間は小学校教諭では11時間15分、中学校教諭では11時間32分となっており、これは、所定の労働時間である7時間45分を大幅に上回っている。2006年の前回調査と比べて、平日で小学校は43分、中学校は32分増加している。

また、文科省の「平成30年度公立学校教職員の人事行政状況調査」によると、教育職員の精神疾患による病気休職者数は5,212人（全教育職員数の0.57%）であり、平成19年度以降5,000人前後で推移している。

教職員の長時間労働は看過できない深刻な状況となっているが、それは、教員の心身の疲弊の問題だけではない。子どもと向き合う時間が十分でなく、授業準備にゆとりがないなどの状況は、子どもたちに対する教育の質の保証の問題に直結している。

このような状況の中で、文科省が休日の部活動の段階的な地域移行を打ち出すなど、長時間労働解消のための取り組みが新たに提起されている。

高知県においては、第3期高知県教育振興基本計画において、時間外在校等時間の上限時間である月45時間以内、年360時間以内を遵守できた教員の割合が令和5年度末に100%になるよう目標設定がされた。

基本計画の目標達成をより効率的に働き方改革、学校づくりと結びつけながら達成していくためには、現場教職員の意見が反映されることが重要

である。教育行政と現場教職員が十分な意思疎通を図りながら具体的な実施内容に早急に取り組んでいく必要がある。

については、県・県教育委員会において、次の点を実行するよう求める。

記

- 1 「教育の質の保証」の観点から、長時間労働解消の取り組みを迅速に進めること。
- 2 教職員の要望や悩みなどを具体的な実施内容に反映させていくこと。
- 3 学校や教職員に対して単に上限の目安時間の遵守を求めることにならないよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文

高知県知事 殿

高知県教育委員会 教育長 殿